

## 2026(令和8)年度保険料率について

2026年1月14日



全国健康保険協会 鹿児島支部  
協会けんぽ

## ■ 令和8年度都道府県単位保険料率等の決定に向けたスケジュール（現時点の見込み）

- 令和8年度都道府県単位保険料率及び事業計画・予算決定のスケジュールについては以下のとおりです。

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="text-align: center;">1/29</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 10px;"> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款変更〈付議〉 (令和8年度都道府県単位保険料率等の決定)</li> </ul> </div>	<div style="text-align: center;">2/12 (予備日)</div>	<div style="text-align: center;">3/24</div> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 10px;"> <p>【主な議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和8年度事業計画・予算〈付議〉</li> </ul> </div>
支部評議会	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">           支部長からの意見の申出         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block; width: 200px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度都道府県単位保険料率</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block; width: 200px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度支部事業計画</li> <li>・令和8年度支部保険者機能強化予算</li> </ul> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block; width: 200px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年度支部事業計画</li> <li>・令和8年度支部保険者機能強化予算</li> </ul> </div>
その他		令和8年度保険料率改定の広報  健診体系の見直しの広報	
(備考) 国		保険料率の認可等	事業計画、予算の認可等

※ 運営委員会の議題については、令和7年12月末時点で想定されるものであり、変更があり得る。

## ■ 令和8年度平均保険料率について

- 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応は、次のとおりです。
  - ①平均保険料率 : 10.0% → 9.9%
  - ②保険料率の変更時期 : 令和8年4月納付分から

### <議論の経過>

- 令和8年度の平均保険料率については、本年9月10日開催の第137回運営委員会において、計31パターンの「5年収支見通し」や「今後の保険料率に関するシミュレーション」を示し、議論を開始しました。
- 本年10月に開催した支部評議会において令和8年度平均保険料率について議論いただき、全支部より評議会意見の提出がありました。意見としては、「平均保険料率10%維持」が27支部、「引き下げるべき」が1支部、「平均保険料率10%維持と引き下げの両論」が19支部でした。
- 本年11月28日開催の第138回運営委員会では、「今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点」として、中長期的に安定した財政運営が可能と見込まれる水準等の検討の視点について、丁寧に説明しました。
- 本年12月23日開催の第139回運営委員会では、事務局からこれまでの議論における意見や厚生労働省から保険料率について検討するよう要請があったこと等について説明のうえ、委員長から各運営委員にあらためて意見を確認しました。一通り意見が出揃ったところで、北川理事長より令和8年度平均保険料率に関する考え方を述べました。
- ここまで議論を踏まえ、委員長から「本委員会のこれまでの議論や、理事長からお話のあった協会けんぽをめぐる様々な状況等を踏まえ、運営委員会としては、令和8年度の平均保険料率は9.9%というこの取りまとめたいと思いますがよろしいでしょうか」と発言があり、運営委員の皆様から特段の異論がなかったことから、運営委員会としての意見がとりまとめられました。

# ■ 令和8年度平均保険料率について

## ＜鹿児島支部評議会意見＞

令和7年10月24日

令和8年度平均保険料率に関する評議会における意見（鹿児島支部）

（令和7年10月21日開催 鹿児島支部評議会）

### 【評議会の平均保険料率に関する意見】

- ・中長期的に安定した財政運営を行うためには、平均保険料率10%を維持することはやむを得ない。ただし、一部の評議員からは、昨今の物価高騰や賃上げの状況を鑑み、平均保険料率の引き下げを望んでいる意見もあった。
- ・積極的な準備金の運用を行い、財源を増やす自助努力をするとともに、国庫補助率の上限引き上げや国庫特例減額措置の撤廃を引き続き国へ強く要望し、事業主や加入者の健康保険料の引き下げにつなげていただきたい。

### 【評議員の個別意見】

#### （学識経験者）

- ・6兆円も積みあがった準備金を運用してこなかったことは反省点である。運用について早急に見直していただき、安定した財政運営に向けて努力してもらいたい。
- ・昨今の賃金上昇や医療機関の倒産が相次いでいることを考えると、令和8年度の診療報酬改定は大幅な引き上げとなる可能性があり、試算で設定されている賃金上昇率や医療費の伸び率よりも大きくなることも予想される。そのため、単年度収支が早い段階で赤字になることも想定しなければならない。

#### （事業主代表）

- ・事業主等から保険料を徴収するだけでなく、運用額を見直して、自助努力により財源の確保をしていただきたい。
- ・健康保険料は賃金の上昇に比例して伸びるため、従業員に振り込まれる手取り給与は思ったよりも増えない。昨今の賃金上昇で、事業主の負担も増えており限界がきている。事業主の立場からは、少しでも健康保険料を減らしていただきたい。
- ・国庫補助率の上限引き上げや国庫特例減額措置の撤廃を引き続き国へ強く要望していただきたい。

#### （被保険者代表）

- ・子ども子育て支援金により、健康保険料が上がったように捉えられる。そのため、加入者から徴収する金額が上昇する理由を丁寧に説明する必要がある。
- ・全国大会を行うなどして、国庫補助率の上限引き上げを国に強く要望していく必要がある。

## ＜各支部評議会の意見の概要＞

機密性1

資料1-2

## 2026（令和8）年度保険料率についての各支部評議会の意見

令和7年10月に開催した支部評議会においては、協会の各支部から、第137回運営委員会（9月10日開催）に提出した以下の資料等を用いて、協会の財政の現状や課題、収支の見通し等について説明した上で、令和8年度の平均保険料率についてご議論いただいた。

### 《支部評議会で用いた資料》

#### 第137回運営委員会（9月10日開催）資料

- ・資料1-2 協会けんぽ（医療分）の2024（令和6）年度決算を足元とした収支見通し（2025（令和7）年9月試算）について（概要）
- ・資料1-3 協会けんぽ（医療分）の2024（令和6）年度決算を足元とした収支見通し（2025（令和7）年9月試算）について（試算結果）
- ・資料1-4 2026（令和8）年度保険料率に関する論点について
- ・資料1-4 別紙1 協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）財政の推移
- ・資料1-4 別紙2 生損保等における準備金について
- ・資料1-5 健康保険勘定準備金の長期運用について

各支部から提出された評議会における平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

### 令和8年度平均保険料率について

※（ ）内は昨年の支部数

① 平均保険料10%を維持

27支部（36支部）

② ①と③の両論

19支部（10支部）

③ 平均保険料率10%を引き下げるべき

1支部（1支部）

## ■ 令和8年度平均保険料率について

<事務局説明（厚生労働省要請）>

- ・ 協会けんぽにおいては、安定した国庫補助率の下で、この10年以上、保険料率が10%（労使計）で維持されるとともに、予防・健康づくりへの積極的な取組や安定的な経営を実現するための関係者の努力により、財政運営も健全化し、十分な積立金も確保されていることに敬意を表します。
- ・ もとより、協会けんぽの料率は、医療費の状況や賃金の伸びなど、様々な要素を勘案した上で、運営委員会で真摯に御議論いただき、自主的・自律的に決定されるものと認識しています。  
その上で、これまで努力の成果を加入者の皆様に還元する等の観点から、以下の点について御検討をお願いします。
- ・ 現在、全国平均10%となっている医療保険料率について、医療費の動向等により、料率の頻繁な変更が必要となるなど将来の財政運営に支障を生じない範囲で、「総合健保」の保険料率が平均で約9.9%であることも踏まえて、具体的な保険料率を検討していただきたい。

## ■ 令和8年度平均保険料率について

<北川理事長発言要旨> (1/2)

- 令和8年度平均保険料率に関する真摯なご議論に感謝申し上げます。
- 本運営委員会や各支部評議会においても、平均保険料率につきましては、様々なご意見を頂戴しました。
- 特に、引き下げるべきとのご議論の中では、
  - 「中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、保険料率の引き下げも検討すべきではないか」
  - 「わずかでも保険料率の引き下げの実現があれば、医療保険制度に対する納得感や信頼が高まるのではないか」
  - 「現役世代の可処分所得を少しでも増やすことが重要であり、保険料率の引き下げは一つの方法と考えるべきではないか」
- といったご意見を頂戴しました。
- 一方で、維持やむを得ないとお立場からは、
  - 「物価の高騰や人件費の増加等により、今後とも医療費が伸びていく可能性を踏まえると、10%維持はやむを得ないのではないか」
  - 「社会経済状況の先行きが不透明のなか、中長期的に安定した財政運営を行うためには、保険料率の引下げは慎重に考えるべきではないか」
  - 「平均保険料率10%を維持するという考え方の上で、中長期的な財政運営が可能となるよう、保険料率や準備金の在り方の判断基準を検討していくべきではないか」
- といったご意見を頂戴しました。
- 協会としては、中長期的に安定した財政運営を目指し、できる限り長く平均保険料率10%を超えないようにする、との基本的な考え方をお伝えしてまいりましたが、それは保険者として国民皆保険制度の根幹たる医療保険制度の持続可能性を最大限堅持すべきとの立場からのものであります。

## ■ 令和8年度平均保険料率について

<北川理事長発言要旨> (2/2)

- 他方、現在、医療保険を含む我が国社会保障制度の持続可能性の拡充の立場から、全世代型社会保障制度の実現に向けた改革が進められており、特に本年末に向け、厚生労働省の各審議会においても、高齢化や医療費の増大を見据え、現役世代への負担の軽減をはじめとした、世代間・世代内での負担能力に応じた新たなあり方に向けた議論が重ねられているところです。
- これらは、大きく変化する国際情勢における政治経済環境・安全保障環境も含め、わが国における物価高や少子高齢化による人手不足、産業構造の変化、金利ある経済への復帰等、日本経済が新たなステージに移りつつある現状認識が改めて問われているものと考えております。
- そうした中で、政府方針としても、
  - 先日、閣議決定された「令和8年度予算編成の基本方針」（令和7年12月9日閣議決定）では、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要であり、全世代型社会保障の構築を通じ、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る」とされています。
  - 加えて、先ほどご紹介しましたが、今般、厚生労働省からも、保険料率について検討していただきたい旨の要請があったところです。
- 協会としての基本的な考え方にはささかも変わりはございませんが、令和8年度の平均保険料率につきましては、皆様からのご意見やこうした状況を総合的に判断し、0.1%の引き下げを行い、9.9%にすることとしたいと思います。
- これまでの毎年の検討においても、行ってまいりましたが、今後とも、毎年10年程度の見通しを踏まえた財政状況を確認しつつ、引き続き、保険料率や準備金の在り方についての議論を深めていきたいと考えています。
- また、今年度、協会としても、長期運用への取り組みを開始したことと合わせ、準備金のあり方についての検討・議論を始めたところです。今後、こうした取り組みをさらに深化させるとともに、ご意見を頂戴している、保険料率の引き上げについてのメルクマール等の議論についても、あるべき姿として議論を継続してまいりたいと考えております。

## ■ 協会けんぽの収支見込について

### 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度		2026 (R8) 年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2025年12月) (b)	2025-2024 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2025年12月) (c)	2026-2025 (c-b)	
収入	保険料収入	106,490	110,631	4,142	111,696	1,064	2012-2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,690	12,383	693	11,798	▲ 584	2026年度保険料率： 9.90%
	その他	346	449	103	485	36	
	計	118,525	123,463	4,938	123,979	516	
支出	保険給付費	72,552	75,138	2,586	76,913	1,775	
	前期高齢者納付金	12,863	12,938	75	12,048	▲ 890	
	後期高齢者支援金	23,332	24,891	1,559	25,618	727	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	3,193	3,924	731	4,263	339	
	計	111,939	116,891	4,951	118,841	1,951	
単年度収支差		6,586	6,572	▲ 13	5,137	▲ 1,435	
準備金残高		58,662	65,234	6,572	70,371	5,137	
※(内数)		8,856	9,074	218	9,353	279	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注) 上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

## ■ 協会けんぽの収支見込について

- 政府予算案を踏まえた2026（令和8）年度の収支見込は、平均保険料率を9.9%（10.0%→9.9%）とする前提のもとで、収入（総額）が12.4兆円、支出（総額）が11.9兆円と見込まれ、単年度収支差は5,137億円の見込みです。

### （1）収入の状況

収入（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から516億円の増加となる見込みです。

- 「保険料収入」について、主に標準報酬月額の増加により1,064億円増加する見込みです。平均保険料率を引き下げた影響（10.0%→9.9%）は▲1,130億円です。
- 「国庫補助等」について、国庫特例減額が時限的に500億円増となる等の影響により584億円減少する見込みです。

### （2）支出の状況

支出（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から1,951億円の増加となる見込みです。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により1,775億円増加する見込みです。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期高齢者納付金が減少することにより163億円減少します。

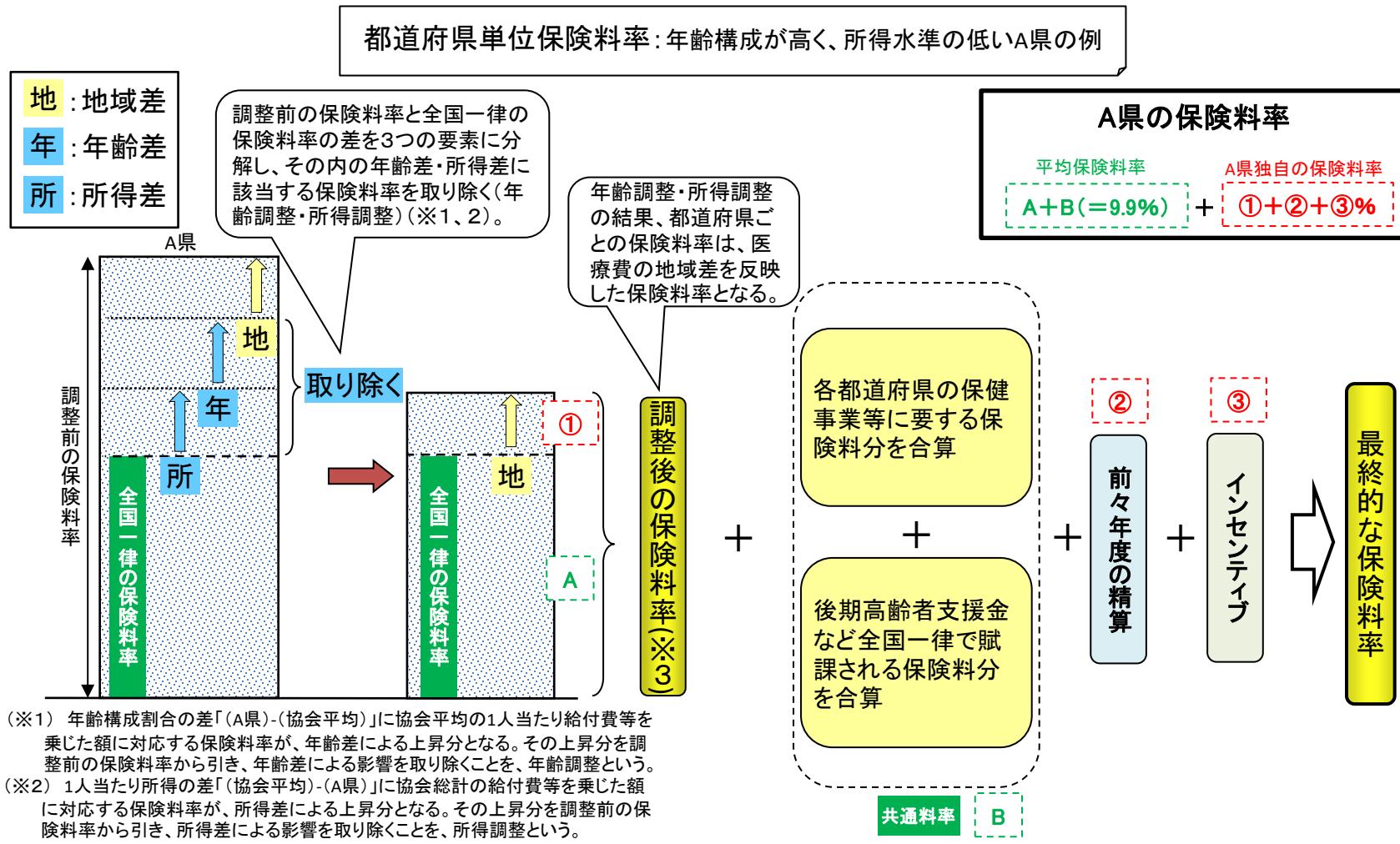
### （3）収支差と準備金残高

2026年度の「収支差」は、2025年度（直近見込）より、1,435億円減少して5,137億円になる見込みです。

2026年度末時点の準備金残高は7兆371億円の見込みです。

# ■ 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。



## ■ 支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える(年齢調整・所得調整)ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

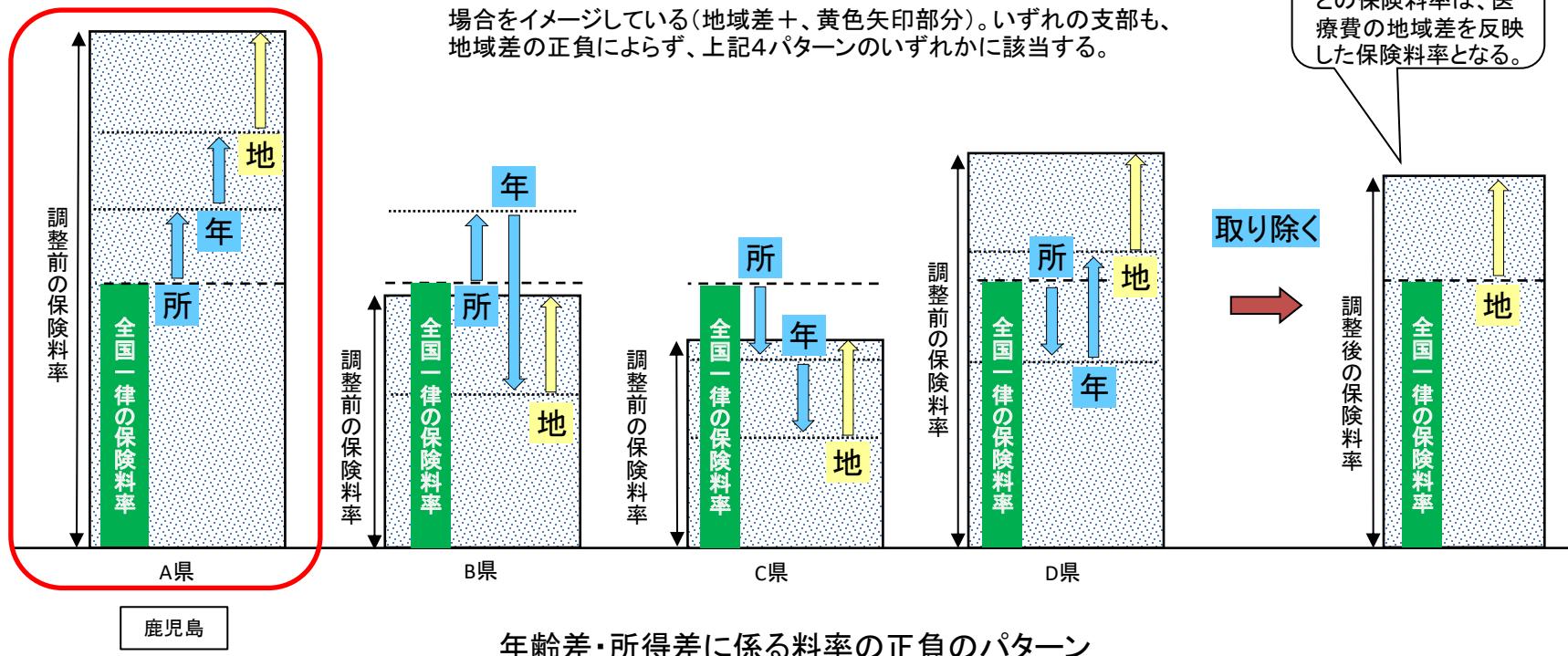
地 : 地域差  
年 : 年齢差  
所 : 所得差

### 年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

- A県: 年齢構成が高く、所得水準が低い … 年齢差+、所得差+
- B県: 年齢構成が低く、所得水準が低い … 年齢差-、所得差+
- C県: 年齢構成が低く、所得水準が高い … 年齢差-、所得差-
- D県: 年齢構成が高く、所得水準が高い … 年齢差+、所得差-

※下図では、年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均と比較して高い場合をイメージしている(地域差+、黄色矢印部分)。いずれの支部も、地域差の正負によらず、上記4パターンのいずれかに該当する。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



# ■ 令和8年度鹿児島支部保険料率の算定について

- 震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和8年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

(単位：%)

	医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)		調整(b)		所要保険料率 (a+b+4.55)	保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (c)	保険料率 (精算分) インセンティブ分			
		医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)		年齢調整	所得調整			精算分 インセンティブ分			
		年齢調整	所得調整					(a+b+4.55)	(c)		
全国	5.35	5.35	—	—	—	9.90	9.90	-	-		
鹿児島	5.62	6.64	▲ 0.11	▲ 0.91	—	10.16	10.13	▲ 0.04	0.01		

(参考)

R7年度 鹿児島	5.64	6.65	▲ 0.12	▲ 0.90	—	10.29	10.31	0.0048	0.01
R6年度 鹿児島	5.71	6.70	▲ 0.09	▲ 0.90	—	10.31	10.13	▲ 0.13	▲ 0.052

- 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.52%）、前期高齢者納付金等（3.25%）、保健事業費等（0.83%）、その他収入（▲0.04%）に係る合計の保険料率（4.55%）を加算したものである。
- 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分にかかる料率及びインセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- インセンティブ制度の加算額は、令和6年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和8年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は第138回運営委員会（令和7年11月28日開催）のインセンティブに係る資料（資料4）の「令和6年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

(参考) 鹿児島支部 健康保険料率の推移

(単位：%)

	H28.3～	H29.3～	H30.3～	H31.3～	R2.3～	R3.3～	R4.3～	R5.4～	R6.4～	R7.4～
鹿児島	10.06	10.13	10.11	10.16	10.25	10.36	10.65	10.26	10.13	10.31
全国平均	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
全国平均との差	0.06	0.13	0.11	0.16	0.25	0.36	0.65	0.26	0.13	0.31

## ■ 令和8年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数

令和8年度都道府県単位保険料率における  
保険料率別の支部数  
(暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.55	1
10.28	1
10.24	1
10.15	1
10.13	2
10.12	1
10.11	1
10.10	1
10.08	3
10.06	2
10.05	2
10.02	2
9.98	1
9.96	1
9.93	1
9.91	1

22

保険料率 (%)	支部数
9.89	1
9.88	1
9.86	2
9.85	1
9.83	1
9.80	1
9.79	1
9.78	1
9.77	2
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.68	1
9.67	1
9.63	1
9.61	2
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.51	1
9.50	1
9.21	1

25

# ■ 令和8年度都道府県単位保険料率の令和7年度からの変化

令和8年度都道府県単位保険料率の  
令和7年度からの変化  
(暫定版)

令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+ 0.17	+ 255	1
+ 0.14	+ 210	1
+ 0.04	+ 60	2
+ 0.01	+ 15	3

7

令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
▲ 0.01	▲ 15	1
▲ 0.03	▲ 45	1
▲ 0.04	▲ 60	2
▲ 0.06	▲ 90	4
▲ 0.07	▲ 105	1
▲ 0.08	▲ 120	1
▲ 0.09	▲ 135	3
▲ 0.10	▲ 150	1
▲ 0.11	▲ 165	3
▲ 0.12	▲ 180	2
▲ 0.13	▲ 195	2
▲ 0.14	▲ 210	1
▲ 0.15	▲ 225	1
▲ 0.17	▲ 255	1
▲ 0.18	▲ 270	2
▲ 0.19	▲ 285	3
▲ 0.20	▲ 300	2
▲ 0.21	▲ 315	1
▲ 0.22	▲ 330	1
▲ 0.23	▲ 345	3
▲ 0.32	▲ 480	1
▲ 0.34	▲ 510	2
▲ 0.35	▲ 525	1

40

注1. 「+」は令和8年度保険料率が令和7年度よりも上がったことを、  
「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）  
の増減である。

## ■ 介護保険料率

- 介護保険の保険料率については、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除して得た率を基準として保険者が定めると健康保険法で法定されています。
- 2026（令和8）年度は、2025（令和7）度末に見込まれる剩余分（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.62%（4月納付分から変更）とします。

### 健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るもの）を除く。の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっています。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

# ■ 介護保険料率

## 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏ました見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59%
	その他	-	-	-	2026年度保険料率： 1.62%
計		10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	-	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	51	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## 加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金について

資料1

1. こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や育休給付の手取り10割相当への拡充などの子育て支援の拡充は既に実施されており、その財源の一部となる「子ども・子育て支援金」については、令和8年度から全ての世代・企業の皆様から拠出いただくことが法律に規定されている。
2. この子ども・子育て支援金については、
  - ・段階的に導入することとしており、支援金総額は令和8年度概ね6,000億円、令和9年度概ね8,000億円、令和10年度概ね1兆円を目安とすること
  - ・社会保障の歳出改革等による社会保険負担の軽減効果の範囲内で導入することが法定されている。
3. 社会保障の歳出改革等により令和8年度の社会保険負担軽減効果が0.17兆円程度積み上がり、令和5年度からの合計で0.60兆円程度となったことから、令和8年度の支援金総額はその範囲内の0.60兆円とする。
4. 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は以下のとおり。

健保組合:被保険者一人当たり約550円

国民健康保険:一世帯当たり約300円

後期高齢者医療制度:被保険者一人当たり約200円

(参考)被用者保険(健保組合、協会けんぽ、共済組合)に共通の支援金率(一律の率): 0.23%

5. 上記4のとおり、国民の皆様から支援金(総額0.60兆円)を拠出いただくことになるが、他方で上記3のとおり、社会保障の歳出改革等(0.60兆円程度)を行うことで、支援金による負担は相殺されるため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない。

# ■ 子ども・子育て支援金

(参考)こども家庭庁作成周知チラシ(表)

事業主の皆様へ

## こども未来戦略とは?

- ・ 総額3.6兆円規模のこども・子育て支援の拡充です。
- ・ 令和6年度から3年間で集中的に取り組む加速化プランに基づき、以下のようない給付の拡充等を行うこととしています。



こども・子育て世帯を応援!

こども家庭庁

## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を、高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得抑制なし	所得抑制あり
0歳～3歳未満	1.5万円
3歳～小学生	1万円
中学生	1万円
高校生	1万円

※令和6年10月分から拡充

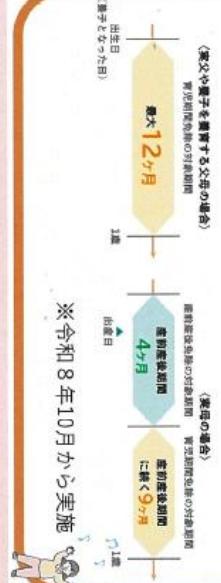
## 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、  
こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



上記の給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられます。

子ども・子育て支援金制度は、**全世代・全経済主体**がこどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

## 妊娠のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、  
・妊娠届出時に**5万円**届け出たとき
- ・妊娠後期以降に  
妊娠している  
こどもの数×5万円  
を支給します。



妊娠届出時  
5万円

妊娠している  
こどもの数  
×5万円

※令和7年度から制度化

## 出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、  
子の出生直後の一定期間内に  
両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、  
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



## こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、  
保育所等に通っていない0歳6ヶ月から  
満3歳未満のこどもが  
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
(こども1人当たり10時間/月)

※令和8年10月から実施

※詳細は裏面をご確認ください。

## 「子ども・子育て支援金」って何?

- 「子ども・子育て支援金」は、少子化・人口減少が危機的な状況にある中で策定された「加速化プラン」の財源の一部であり、子育て世帯に対する大きな給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

- 少子化の傾向を改善することは、我が国の経済・社会システムの維持や労働力確保、国民皆保険の維持にもつながるため、高齢者や企業の皆様を含む全世代・全経済主体から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただくこととしております。

### いつから始まるの?

令和8年4月分保険料（5月末納付分）より、医療保険の保険料とあわせて拠出いただきます。

※児童当時の拡充、妊娠のための支援給付、出生後休業支援給付などの給付拡充施策は、支援金の開始を待たずに先行して実施しています（そのための財源は、子ども・子育て支援特別公債の発行により確保）

### 保険料はどのくらいになるの?

- 被用者保険の支援金額（月額）は、標準報酬月額 × 支援金率となるため、被保険者の所得（標準報酬月額）によります。
- 詳しくは、こども家庭庁HP「子ども・子育て支援金制度の概要について」でお示ししている「子ども・子育て支援金に関する試算」もご参照ください。

※支援金は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入することとしており、令和10年度の支援金率は0.4%程度と見込んでいます。

※支援金は医療保険とは区分された仕組みであり、支援金が充てられる給付も法定されています（表面参照）。※また、法律において、歳出改革等により実質的な社会保険料負担を壓減させてることで、支援金を拠出いただくことによる社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようになります（表面参照）。



こども家庭庁HP  
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-00001.html

### 事業主に求められることは?

- 医療保険の保険料とあわせて事業主の皆様からも支援金を拠出いただきます。
- 被用者保険の料率（支援金率）については、国が一律の率を示す予定です。
- 給与明細書において医療保険料等と区別して支援金額が表示される取組について、ご理解・ご協力をお願いします。



## ■ 子ども・子育て支援金

### 協会けんぽの収支見込(子ども・子育て支援分)

(単位：億円)

		2026 (R8) 年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	-	
	計	2,396	
支出	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	-	
	計	2,264	
単年度収支差		132	
準備金残高		132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

## ■ 令和8年度鹿児島支部保険料率

項目	令和7年度	令和8年度
健康保険料	10.31%	10.13%
介護保険料	1.59%	1.62%
子ども・子育て支援金	-	0.23%

◎標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担の増減

項目	1か月あたりの保険料		1か月あたりの差額 (R7-8)	
	令和7年度	令和8年度	全額	折半
健康保険料	30,930円	30,390円	-540円	-270円
介護保険料	4,770円	4,860円	90円	45円
子ども・子育て支援金	-	690円	690円	345円